

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市の一部

四 作業期間

令和二年四月十日から令和二年六月三十日まで